

| 新(改定後) | 旧(改定前) |
|---|---|
| <p>P6 IV 米国株式取引</p> <p>(10)税金 (a) (略) (b)配当に関わる税金 米国株式の配当に対する米国での課税は租税条約により10%に定められています。ただし、企業の登記国や業態によって異なる税率が課せられる場合があります。ADRについては発行会社の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。 なお、当社からお客様への配当金等のお支払い後に海外で税金が徴収された場合には、米ドルの現金残高にかかわらずお客様の口座より当該金額を差し引きます。このため、米ドルの現金残高が当該差引金額に満たなかった場合には、米ドル預り金不足が発生します。米ドル預り金不足の発生日の2国内営業日後の17:30時点で米ドル預り金不足が解消していなかった場合、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1米ドル当たり0.25円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで当該米ドル預り金不足に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座(円貨)に預り金不足が発生した場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。</p> <p>海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。 (略)</p> <p>(12)成行注文のご注意事項 成行注文においては、米国市場寄付前の買付注文時には前営業日の終値に対して、取引時間中の買付注文時には直近価格に対して、当社で定めた一定のレートを上乗せし買付余力を拘束いたします(※1)。約定時点で買付余力の拘束額を超えて約定し、かつ米ドルの現金残高がなかった場合、米ドル預り金不足が発生いたします。この場合、当社では、<u>不足金発生銘柄に関して「売却注文停止」の措置を取っております。</u> 米ドル預り金不足は、国内受渡日17:30までに解消してください(※2)。期限までに解消が確認できない場合は(※3)、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1米ドル当たり0.25円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで米ドル預り金不足に充当いたします。為替取引の結果、証券総合口座(円貨)に預り金不足が発生した場合には、その金額を円貨でご入金いただく</p> | <p>P6 IV 米国株式取引</p> <p>(10)税金 (a) (略) (b)配当に関わる税金 米国株式の配当に対する米国での課税は租税条約により10%に定められています。ただし、企業の登記国や業態によって異なる税率が課せられる場合があります。ADRについては発行会社の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。 なお、当社からお客様への配当金等のお支払い後に海外で税金が徴収された場合には、米ドルの現金残高にかかわらずお客様の口座より当該金額を差し引きます。このため、米ドルの現金残高が当該差引金額に満たなかった場合には、米ドルお預り金不足(マイナス)が発生します。米ドルお預り金不足(マイナス)の発生日の2国内営業日後の18:00時点で米ドルお預り金不足(マイナス)が解消していなかった場合、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1米ドル当たり0.25円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。(※ただし、本項「なお書き」の規定は、2022年7月1日以降、当社での米国株式信用取引のサービス開始日から適用されます。) 海外で税金が差し引かれた後の配当に対する国内での課税は基本的に国内株式と同様です。 (略)</p> <p>(12)成行注文のご注意事項 成行注文においては、米国市場寄付前の買付注文時には前営業日の終値に対して、取引時間中の買付注文時には直近価格に対して、当社で定めた一定のレートを上乗せし買付余力を拘束いたします(※)。約定時点で買付余力の拘束額を超えて約定し、かつ米ドルの現金残高がなかった場合、<u>外貨不足金が発生いたします。当社では、外貨不足金が発生いたしますと、発生時以降、不足金発生銘柄に関して「売却停止」の措置を取らせていただきます。売却停止の解除は、不足金解消後、必ず各お取引コースのお問い合わせ先へご連絡いただく必要がございますので、予めご留意くださいますようお願いいたします(不足金解消時に自動で売却停止が解除とはなりません)。</u> なお、国内受渡日までに米ドルお預り金不足(マイナス)が解消されていない場合は、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引(リアルタイム為替取引)が行われ(1米ドル当</p> |

| 新(改定後) | 旧(改定前) |
|---|--|
| <p><u>必要があります。</u> <u>なお、売却注文停止の措置は、国内受渡日以降、毎国内営業日9時時点で米ドル預り金不足の解消(受渡日到来済みの米ドルでの解消)が確認できた場合、解除いたします(※4)。お取引をお急ぎの場合は、各取扱店、または各お取引コースのお問い合わせ先までご連絡ください。</u></p> <p>※1 <u>注文発注時の買付余力の拘束額は以下の計算式にて行います。上乘せレートは、当社ウェブサイトをご参照ください。</u> ※2 <u>当社で為替取引を行って解消させる場合には、為替取引の受渡日が解消期限と同日となるときまでにお取引いただく必要があります。</u> ※3 <u>当該不足以外にも、米国株式信用取引などで米ドル預り金不足が発生している場合は、すべての米ドル預り金不足の解消が必要です。</u> ※4 <u>自動的に行われた為替取引により円貨で預り金不足が発生していた場合は、円貨預り金の解消が確認できるまで、売却注文停止の措置は解除されません。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> | <p><u>たり0.25円の為替スプレッドがかかります。)、円貨を米ドルに転換のうえで当該マイナスの金額に充当いたします。当該為替取引の結果、証券総合口座の残高がマイナスとなった場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。(※ただし、本項「なお書き」の規定は、2022年7月1日以降、当社での米国株式信用取引のサービス開始日から適用されます。)</u></p> <p>※ 注文発注時の買付余力の拘束額は以下の計算式にて行います。上乘せレートは、当社ウェブサイトをご参照ください。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> |

以上